

コミュニティバス中島・豊英線における不適切運行について

企画政策部

1 概要

コミュニティバス中島・豊英線について、市民からの通報により、一部の便で運行の中断が発覚したため、運行事業者に対し、他に同様の事案がないか遡っての調査を行うとともに、原因究明及び再発防止策を検討するよう指示したところ、内容が明らかとなった。

2 調査により確認された事実

(1) 事案

平成30年9月1日の上り8便（栗倉発12：45・鈴木病院前着13：02）及び9月6日の上り13便（県民の森発17：10・鈴木病院前着17：52）において、残り2停留所（小糸中農協、鈴木病院前）を残して、途中の中島バス停で回転し、待機所に戻っていた。

(2) 件数

1人の運転手で2件

※遡っての調査を行ったが、当初発覚した上記2件以外の事案はなかった。

3 調査方法

(1) ドライブレコーダー（記録が残っている平成30年9月1日～9月8日）により、当該路線の運転経路の確認を行うとともに、運転者への聞き取り調査を行った。

(2) ドライブレコーダーの記録が残っている日以前の確認を行うため、運転者が提出する乗務日報から走行距離を抽出し、通常より距離が短いものについて当該運転者に事情聴取を行った。

なお、遡っての調査は、待機所が千葉信用金庫（鈴木病院前バス停）から生きがい支援センターの駐車場に変更となった平成29年3月19日からとした。

※中島・豊英線同様、人見・大和田・神門線についても、上記(1)及び(2)の方法により事実確認を行った。

4 事案発生の原因

(1) 運転者の運行計画指示違反

当該区間での乗車客はいないだろうとの運転者の勝手な思い込みによる運行計画指示違反

(2) 運行管理側の指導管理不足

乗客の有無にかかわらず所定のルートで運行しなければならないという、バス運行の基本教育不足

5 運行事業者の再発防止策

- (1) 当該運転者への個別指導
- (2) 全運転者への教育
- (3) ドライブレコーダーの記録確認
- (4) 添乗指導及びパトロールの実施
- (5) 全運転手の点呼の実施方法見直し等

6 当該運転者等への処分

- (1) 当該運転者
代替運転者を確保した後、社内において配置換えを行う。
※不適切運行の事実確認後は別の路線に乗務し、10月24日以後は貸切バス部門に配置転換を行った。
- (2) 運行管理者
1か月の自宅謹慎後、社内において配置換えを行う。
※10月31日まで自宅謹慎した後、貸切バス部門に配置転換を行った。

7 市の今後の対応

- (1) 事業所への立入調査を定期的に行い、ドライブレコーダー等の運行記録及び運行事業者が示した再発防止策の実施状況を確認する。
- (2) 契約不履行に対する運行事業者の処分及び損害賠償について、過去の事例等を踏まえ協議していく。

8 その他

今回の調査結果については、10月31日付けで所管する関東運輸局千葉運輸支局に報告書を提出しており、支局からは監査は実施しないとの連絡を受けている。